

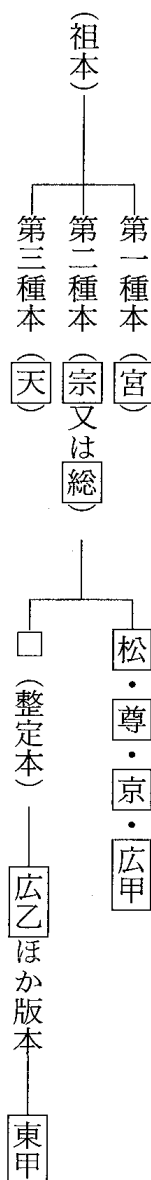
# 井蛙抄雜談篇全注釈(五)

野 中 和 孝

## はじめに

本稿は頓阿著『井蛙抄』巻六の「雜談篇」を、流布本(第二種本)系統本文である長崎県立図書館本を底本として、注釈を試みたものである。ここで『井蛙抄』諸伝本の中での底本の位置について、現在の考えを述べておく。

拙編著『井蛙抄雜談篇 本文と校異』の「解説」では、諸伝本中で写本系統と版本系統が相違していることを明らかにした。ここにその時示した系統図(132頁)を再録する。



(注1) 第一種本の「高」を「宮」と誤植訂正し、また、□(整定本)下の「東乙」を削除した。

(注2) 略号は次のとおり。  
 [宮] 高松宮本(現国立歴史民俗博物館蔵本)、  
 [宗] 宗祇筆本(現国文学研究資料館蔵本)、  
 [総] 京都府立総合資料館本、  
 [天] 宋心筆本(現天理大学付属図書館蔵本)、  
 [松] 島原松平文庫本、  
 [尊] 公維筆本(尊経閣文庫本)、  
 [京] 中院通勝筆本(現京

都大学付属図書館蔵本)、[広甲]―広島大学付属図書館本(写本)、[広乙]―広島大学付属図書館本(慶安元年版本)、[東甲]―東京大学付属図書館本(写本)。

『歌論歌学集成 第十卷』の「井蛙抄解題」(執筆小林強氏)で、この系統図について「説明が省略され」たとしたが、筆者としては同「解説」の四七の校異作業の中で、明らかにしたものと思つて、改めて言及しなかつた。

現在でもこの系統図の基本を変更する考へはない。その理由は次のとおりである。

- ①「祖本」について。尊経閣文庫の伝頓阿自筆本が現存するが巻一の前半のみの残存である。少なくとも『井蛙抄』という名称の書は、後日に頓阿以外の加筆者があつたとしても、いわゆる原型本としての「祖本」は存在したはずである。
- ②「第一種本」―「第三種本」の区分について。区分の基本は巻六の有無であり、また、その長短であることに変更はない。したがつて、「第一種本」は巻一―巻五まで、「第二種本」は巻一―巻五と巻六の六六条まで、「第三種本」は巻一―巻五と巻六の一〇三条までとなる。なお、「第三種本」で唯一管見に入った[天]の巻六の六七条―一〇三条の本文の翻刻を、「天理本『井蛙抄』について」(『活水論文集』第四十集)で行い、内容の若干の考察を行ったので参照されたい。
- ③「第二種本」の分類について。この系統で、写本系統と版本系統の本文には明らかな違いがある。それを二系統に分け、伝本の古さから右側に[松]・[尊]・[京]・[広甲]とし、左側に長崎本(「整定本」として想定)をはじめとする版本系統とした。ただ、奥書の内容から(後の三書が「此六卷文明十八年五月十七日常徳院殿以御門書」伊勢守貞宗制状在此者也)がほぼ一致)、前者の[京]の扱いは再考を要する。

現在、これらを詳究する資料を手元に備えていなく、今後の課題としたい。

なお、『国書総目録』所載の大島雅太郎蔵本は管見に入らず、また、日本歌学大系本(巻五までの本文に神宮文庫蔵水

蛙眼目本文を加えたもの)の伝本の所在を確認できない。

## 凡 例

一、本稿は先稿の全注釈(一)～(四)〔『活水論文集 日本文学科編』第四十一集～第四十四集所収、一九九八年三月・一九九九年三月・二〇〇〇年三月・二〇〇一年三月刊〕の続稿である。

一、底本は流布本系統の長崎県立図書館本(長崎市伊勢宮文庫旧蔵)である。

一、本文は底本の使用文字をそのままとすることを基本とし、それに濁点・句読点・「」を施し、漢文体には訓読点・送りかなを付した。また、底本で明らかかな誤写部分には校訂本文を示し、【校異】にそのことが分かるように明記した。

一、【校異】は拙編著(和泉書院刊『井蛙抄雑談篇 本文と校異』)でその後改訂したものをも示し、さらに二本(松・広甲)を追加して示した。略号は総||京都府立総合資料館本、天||天理大学付属図書館本、尊||尊経閣文庫本、京||京都大学付属図書館本、松||島原松平文庫本、広甲||広島大学付属図書館本(写本)である。

## 全注釈(五)

### 五九 院庚申五首時

#### 【本文】

戸部被<sup>レ</sup>語<sup>ラ</sup>云<sup>ハク</sup>。建保五年四月十四日院庚申五首<sup>ノ</sup>時、御教書に非<sup>レ</sup>バ秀逸<sup>ニ</sup>者不<sup>レ</sup>ルト可<sup>ニ</sup>ト令<sup>メ</sup>献<sup>ゼ</sup>給<sup>フ</sup>云々。京極黄門ひと

り、非<sup>レ</sup>秀逸<sup>ニ</sup>者不<sup>レ</sup>可<sup>カラ</sup>献<sup>ズ</sup>之由<sup>ノ</sup>事謹<sup>シテ</sup>所<sup>レ</sup>請<sup>フ</sup>如<sup>レ</sup>件<sup>ノ</sup>と、請文を被<sup>レ</sup>進<sup>セ</sup>、希代<sup>ノ</sup>事也。仍<sup>リテ</sup>其<sup>ノ</sup>時<sup>ノ</sup>哥殊<sup>ニ</sup>沈思<sup>シ</sup>、秀逸まことに由<sup>テ</sup>来せり。はなにそむくる春の燈、をのにもにぬ夜半のみじかさ、あらば逢<sup>フ</sup>夜の心つに、これらみな此<sup>ノ</sup>時の歌也。

其<sup>ノ</sup>比、家隆のもとより、新院御うたを京極へ遣<sup>ハス</sup>とて、庚申をもてあつかひて、あまりに風情つきて、古反故などみ候<sup>フ</sup>中に、此<sup>ノ</sup>一巻をみ出して候<sup>フ</sup>。思<sup>フ</sup>に点などあへとて、人のたびたる物にてぞ候<sup>ヒ</sup>つらん。むかしよりかしこき御目、をろかなる目と、さのみかはりたることも候はぬほどに、あしからずみ候<sup>フ</sup>につけてまいらせ候<sup>フ</sup>よしの状をつかはす返事に、「庚申いかがし候<sup>フ</sup>べき。今はたゞくひほねいたく、水ほしく案じなりて候<sup>フ</sup>に、此<sup>ノ</sup>うた給<sup>ヒ</sup>て候<sup>フ</sup>。庚申さまたげん御ようなりなどおもひて候へば」とて、この御歌の殊勝なる事、さまざまかきて、「此<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup>事禁裏の御事は申<sup>ス</sup>に不<sup>レ</sup>及<sup>バ</sup>、この御所は詩の御さたばかりとのみおもひまいらせて候へば、かゝる不思議なる御事にて候<sup>ヒ</sup>ける。いまはたゞ下す歌よみ候はじ。私の太郎次郎など申<sup>ス</sup>ものゝいふかひなく候<sup>フ</sup>」など、さまざまにかゝれたる、侍<sup>リ</sup>き。

## 【校異】

非秀逸者―非秀逸者には(天)、不可令献給<sup>ニ</sup>【底本】可<sup>ニ</sup>「不献」ト傍書、不可献之由事―不可然之由事(松)、謹所請如件と―餘所請如件と(松)、殊沈思―【底本】非殊沈思、春―意(広甲)、をのにも―をのれにも(尊・京・松・広甲)、逢夜―あふ世(松)、心つに―心つよさに(総・尊・天・松・広甲)・心つよさそ(京)、遣―遣はず(天・尊・京)、古反故―古反古(総・松・広甲)、み候―みる(総・京傍書)、み出して候―み出し候(尊)・み出して(天)・いたして(松)、思に―思くに(尊・天・松・広甲)・思候に(京傍書)、御目―御目と(総・尊・天・松・広甲)、をろかなる―おろかなる(尊・京)、つけて―つきて(総・尊・天・京・松・広甲)、まいらせ候よし―みまいらせ候よし(広甲)、給て―たまはりて(総)、ようなりなと―よふかなと(尊)・ようなと(総・天)・用かなと(京・松・広甲)、おも

ひて候へは―思ひ候へは（広甲）、御歌―哥（松・広甲）、私―【底本】枚、太郎―太郎に（尊）、次郎―二郎（尊・京・松・広甲）、侍き―を見侍き（総・尊・天・京・松・広甲）

【語釈】

院庚申五首―不明（散佚か）。京極黃門―藤原定家（一一六二―一二四一、第四節参照）。家隆―一一五八―一二三三（第一四節参照）。新院―土御門院（建久六―一九五）年―寛喜三（一二三一）年―一〇月―一日。第八三代天皇。諱為仁。後鳥羽天皇第一皇子。母承明門院在子。建久九年正月―一日踐祚、承元四（一二一〇）年讓位。承久の乱後、土佐に移讓。貞応二（一二二二）年阿波に渡りそこで崩御。『土御門院御百首』（建保四（一二二六）年）、『土御門院御集』。続後撰集二十六首、続古今集三十八首、続拾遺集十六首など。たゞくひほねいたく水ほしく案じ―意味不明。太郎次郎―定家の長男と次男。ここでは光家と為家を指す。光家は勅撰集に歌がなく、『明月記』には侍従（建曆元（一一二一）年十月十九日条以降）として、定家に従つて行動している。定家は「今夜侍等令宿件所」光家今夕被仰内昇殿之由、藏人次官示送り、兩息仙籍過分驚耳」（同年月十五日条）とする。また、為家は慈円の教示により二五歳（貞応元（一二二二）年）で和歌の道に専念したとされている（第三三節参照）。

【口語訳】

戸部（為藤）が語られて云う。建保五（一一二七）年四月一四日の順徳院庚申五首の時、院の御教書に、秀逸歌を詠まない者は献上なさらないようにという。京極黃門（定家）はただひとり秀逸歌を詠まない者だから献上できないよしを謹んで受けられるべきという請文を（朝廷から）進ぜられた。まれなことである。よつてその時和歌は殊に沈思に及んだ秀逸歌が誠実に作られた。「はなにそむくる春の燈」「をのにもにぬ夜半のみじかさ」「あらば逢夜の心つよさに」。これらはみなこの時の歌である。

その頃、家隆のもとより新院（土御門院）の御歌を京極殿（定家）に遣わそうと思ひ、「『庚申』の歌を取り扱つていと、あまりに風情があふれ、古反故などを見ていますと、この一卷を発見しました。思うに合点などを乞うて人が送つてきたものであろうか。昔よりすぐれた点やよくない点など、それほど変わったこともありませんほどに、悪くなく見えますのでお返しします」ことを（家隆が書いて）送つた返事に、（定家は）「『庚申』をどういたしましょうか。今はただいろいろと思案していましたら、この歌を受け取りました。『庚申』をさまざまに書けるような御風体と申しますので」といつて、（送られた）この御歌の勝れたところをさまざまに書いて、（先に続けて）「和歌の道のこと、禁裏の御ことは言うまでもありません。この御所は漢詩の御沙汰だけと思つていましたが、このような（催しは）不思議なことでした。今はただそのとおりに詠み下す歌人はいないでしょう。私的に催された『太郎次郎』など、とりあげることなくあります」など、さまざまに書かれたものがあつたと云々。

## 【補説】

『土御門院御百首』には、「定家卿裏書」の外に、①「家隆卿定家卿のもとへつかはす状」、②「定家卿返事」、③「家隆卿中院江まいらする御文」の三通の書簡が添付されている（続群書類従本）。①の冒頭には「何事か候らん。此、庚申のうたにやみふして無<sub>レ</sub>断<sub>キ</sub>。真実にいまは無<sub>レ</sub>下の事にまかり成<sub>リ</sub>候<sub>フ</sub>。多日所<sub>レ</sub>勞<sub>スル</sub>之旨難<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>意<sub>ラ</sub>候<sub>フ</sub>とあるが、なにが「無<sub>レ</sub>下の事」で、何に對して「多日所<sub>レ</sub>勞<sub>スル</sub>之旨」なのであろうか。これを受けたのが②であり、やはり冒頭に「庚申にあしほれてたましゐもしりそき。くひほねもいたくほけゐてし中に、ふる反古たまはり、歌よませじとて御きやうまん候<sub>フ</sub>也」とある。ここらのやりとりが本説の内容に通じるとも思われるが定かでない。

六〇 高尾文学上人哥五首

【本文】

戸部云<sup>ハク</sup>。高尾<sup>ノ</sup>文学上人<sup>ノ</sup>哥五首詠<sup>ミテ</sup>、京極禪門<sup>ノ</sup>許<sup>ニ</sup>持<sup>テ</sup>来<sup>タル</sup>。皆<sup>ソノ</sup>心珍重也。仏法練行<sup>ノ</sup>心通<sup>スル</sup>和歌<sup>ニ</sup>歎<sup>ル</sup>之由、記録被<sup>ル</sup>書載<sup>セ</sup>。都賀尾<sup>ノ</sup>明恵上人<sup>ハ</sup>、此<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup>数奇異<sup>ナル</sup>他<sup>ニ</sup>也。仍<sup>リテ</sup>新勅撰<sup>ニ</sup>に歌あまた被<sup>ル</sup>撰入<sup>セ</sup>。又自<sup>ラ</sup>遣心集といふ集をかきて、哥をあつめられたり。文学上人<sup>ノ</sup>数奇被<sup>ル</sup>相統<sup>セ</sup>歎<sup>ル</sup>。

【校異】

戸部—戸部卿（総）、京極禪門—京極黄門（京・広甲）、皆—皆々（天）、心—心志（天）、異他也—異干他也（天・尊・京・広甲）・異干他（松）、新勅撰に—新勅撰にも（天・尊・松・広甲）、文学上人数奇—文覚上人数奇（尊）

【語釈】

【文学上人】—保延五（一一三九）年—建仁三（一一二〇）—三年七月二〇日。出身は摂津遠藤氏で、名を盛遠という武士であつた（平家物語）。応保・長寛（一一六一—一一六四）年間頃に出家。神護寺復興に尽力し、そのことが後白河院の逆鱗に触れ伊豆に配流されたが、後に空海ゆかりの諸寺の復興を支援した。「文学房一日俄<sup>ニ</sup>参<sup>リ</sup>入道殿<sup>ノ</sup>御許<sup>ニ</sup>、近日詠<sup>セシ</sup>秀歌<sup>一</sup>之由語<sup>リ</sup>申<sup>スト</sup>云々。世のなかのなりはつるこそかなしけれひとするのはわかするぞかし、此<sup>ノ</sup>歌<sup>ノ</sup>心籠<sup>リテ</sup>殊勝<sup>ナリ</sup>。但<sup>シ</sup>有<sup>ル</sup>咎人<sup>ナレバ</sup>者、可<sup>キ</sup>謂<sup>フ</sup>文学事<sup>一</sup>之由称<sup>スト</sup>之云々。誠<sup>ニ</sup>非<sup>ル</sup>无心<sup>ノ</sup>歌<sup>ニ</sup>也、不思議也」（『明月記』建久九（一一九八）年二月二五日条）。  
【京極禪門】—藤原為家（一一九八—一二七五、第一節参照）。  
【明恵上人】—承安三（一一七三）年—貞永元（一一三二）年一月一九日。華嚴宗の僧。諱は高弁。梅尾上人。紀伊石垣荘吉原生まれ。父は平重国、母は湯浅宗重女。九歳に高雄神護寺の上覚房行慈（文覚の高弟）に師事。文治四（一一八八）年上覚を師として出家。『華嚴唯心義』を著した。建永元（一一二〇）—六（一一二〇）年後鳥羽院より神護寺の別所梅尾を下賜。その後後鳥羽院・後高倉院・道家・公経などの帰依。

『明恵上人和歌集』(高信編)、『梅尾高山寺明恵上人行状』(喜海撰)。遺心集―明恵上人の自撰歌集(現存孤本の『明恵上人集』1〜60番の部分)。

【口語訳】

戸部(為藤)が云う。高尾文学上人が歌五首を詠み、京極禅門(為家)の下に持参した。その時の心は珍重である。仏道練行の心が和歌に通ずるかというよしを記録し書写された。都賀尾の明恵上人は和歌に通じた数奇人として他に比類がない。それによって新勅撰集に多く撰入された。又、自ら「遺心集」を書いて歌を集められた。文学上人の数奇心を(明恵上人は)相続されたのだろうか。

【補説】

承元三年七月十六日のよ深、雨の即時にそらいまだはれざるあひだ、高雄の住房にして両三の同輩どもに、くもるそらに月をしのぶといふことをよみし時

いでぬらむ月のゆかりとおもふにはくもるそらにもあくがれぞする (25)

秋の夜もいまいくばくの月かげをいとうらめしくをしむ雲かな (26)

寄月無常

あきの夜もつねなるべしとおもひせばのどかにみましやまのはの月 (44)

こよひきくみねの嵐もすぎゆきていづくのさとにたれかしのばむ (45)

(明恵上人集)

先の二首は承元三へ一二〇九年の明恵上人の和歌、後の二首はその題詠歌である。本節で「此道数奇異<sup>ナル</sup>他也<sup>ニ</sup>」とされるだけあって、抒情深い読みぶりを見せている。このことを「数奇をたてて、こゝかしこにうそぶきありく」(六一節の文学上人の西行批判)と結び付けて、文学上人の数奇の理解能力を云々することは意味がなからう。



また、「所<sup>アル</sup>詮<sup>ダ</sup>只<sup>ニ</sup>列<sup>スル</sup>勅撰<sup>ニ</sup>懇切之志也、持<sup>テ</sup>来<sup>テ</sup>明恵<sup>ノ</sup>贈答歌<sup>一</sup>、事驗頗<sup>ル</sup>可<sup>レ</sup>謂<sup>フ</sup>幽玄<sup>ト</sup>、可<sup>ニ</sup>相計<sup>ル</sup>由<sup>一</sup>」(『明月記』天福元へ一二三三)年七月三日条)とし、明恵歌に「幽玄」の評語を付す。

## 六一 心源上人語云

### 【本文】

心源上人語<sup>リテ</sup>云<sup>ハク</sup>。文学上人は西行をにくまれけり。そのゆへは遁世の身とならば、一すぢに仏道修行ノ外不<sup>レ</sup>可<sup>カ</sup>他<sup>一</sup>事<sup>一</sup>。数奇をたてて、こゝかしこにうそぶきありく条、にくき法師なり。いづくにても見あひたらば、かしらを打<sup>チ</sup>わるべきよし、つねのあらましにて有<sup>リ</sup>けり。弟子ども、「西行は天下の名人なり。もしさる事あらば可<sup>レ</sup>為<sup>ス</sup>珍事<sup>ト</sup>」となげきけるに、或<sup>ル</sup>時、高尾法花会に西行まいりて、花の陰などがめありきける。弟子ども是かまへて、上人にしらせじとおもひて、法花会もはて坊へ帰りけるに、庭に物申<sup>シ</sup>候はんと云<sup>フ</sup>人あり。上人「たそ」とはれたりければ、「西行と申<sup>ス</sup>ものにて候<sup>フ</sup>。法花結縁のために参<sup>リテ</sup>候<sup>フ</sup>。今は日くれ候<sup>フ</sup>。一夜此<sup>ノ</sup>御庵室に候はんとて参<sup>リテ</sup>候<sup>フ</sup>」といひければ、上人うちにて手ぐすねを引<sup>キテ</sup>おもひつる事かなひたるていにて、あかり障子をあけてまち出<sup>デ</sup>けり。しばしまもりて、「これへ入<sup>リ</sup>給へ」とて入<sup>リテ</sup>対面して、「とし比承<sup>ケ</sup>及<sup>ビ</sup>候<sup>ヒテ</sup>、見参<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>度<sup>ク</sup>候<sup>ヒ</sup>つる、御尋悦<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>候<sup>フ</sup>よし」などねん比に物かたりして、非<sup>レ</sup>時<sup>ニ</sup>など饗応して、次<sup>ノ</sup>朝、又時などすゝめて被<sup>レ</sup>帰<sup>ラ</sup>けり。弟子達手をにぎりつるに、無<sup>キ</sup>為<sup>ニ</sup>に帰<sup>リ</sup>ぬる事悦<sup>ビ</sup>思ひて、「上人はさしも西行に見あひたらば、かしらうちわらんなど、御あらまし候<sup>ヒ</sup>しに、殊に心閑<sup>カ</sup>に御物語候<sup>ヒ</sup>つる事、日来<sup>ノ</sup>仰<sup>セ</sup>にはたがひて候<sup>フ</sup>」と申<sup>シ</sup>ければ、「あらいふかひなの法師どもや。あれは文学にうたれんずる物のつらやうか、文学をこそそだてんずる者なれ」と被<sup>レ</sup>申<sup>サ</sup>けるにと云々。

## 【校異】

文学上人—文覚上人(尊)、身とならば—身ならば(総)、不可他事—不可有他事に(総・尊・京・松・広甲)・不可作他事に(天)、こゝかしこに—こゝかしこ(尊・京・松・広甲)、打わる—うちをはる(松)、有けり—ありける(松)、可為珍事と—何するたるへしと(総)、ありきける—ありきけり(総・尊・天・京・松・広甲)、はて—はて、(総・尊・京・松・広甲)、帰りにける—帰りにたりける(尊・天・京・松)、はれたりけれ—問はれけれハ(広甲)、申ものにて候—申候物にて候か(総)・申候にて候か(尊・京・松)・申候物に候(天)・申候物にて候(広甲)、法花—法花会(総・尊・京・松・広甲)、日くれ候—日くれ候へて(総・尊・広甲)・日暮候へく候(松)、とて参て候—とてまいり候(松)、引ておもひつる—引て思へる(尊・広甲)、まち出けり—出られけり(総・天・尊・京・松・広甲)、しはし—出てしはし(総・尊・天・京・松・広甲)、入給へ—入せ給へ(天・尊・京・広甲)・いらせ給へ(松)、見参に—見参(松)、入度候つる—入度候つるに(天・尊・京・松・広甲)、ねん比に—懇に(総)、被帰けり—帰されにけり(総)・被帰にけり(京)、にきりつる—奉つる(総・尊)、うちわらんと—打わらむなと(総)・うちわらんと(天)、御物語—物語(尊・広甲)、仰には—仰に(京)、文学—文覚(尊)、こそそたてんする者なれと—そうたむすると(総・天・尊・京・広甲)・こそうたんすると(松)、にと—と(総・天・尊・京・松・広甲)

## 【語釈】

心源上人—明恵の弟子(聖憲撰「大疏百条第三重」など)。西行—一一一八—一一九〇(第一〇節参照)。高尾法花会

—高尾(山)寺は京都市右京区梅ヶ畑町高尾町の寺。文学(覚)により復興され、その弟子上覚により再興された。「法花会」とは「法華八講会」のことで、法華経八巻を八座に分けて講ずる法会。古代は東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺の四カ所であったが、空海(七七四—八三五)が三十六歳で入山すると、その門徒が集まり、とくに法華経第五巻を講

ずる日を尊んだとされる（三宝絵下—十二）。結縁『仏道修行の艶を結ぶこと。あらいふかひな』「あらいふかひな」は「いふかひなし」（「いふかいなし」）（「とるにたらない」の意）の語幹。

【口語訳】

心源上人が語つて云う。文学上人は西行を憎まれていた。その理由は（こうである。）「遁世の身ならば、一筋に仏道修業（に専念し）以外の（他の）事には携わつてはいけぬ。（しかし、西行は）数奇心を起こしてここかしこに逍遙することなど、憎い法師である。どこにいても出会つたならば、頭を打割りたい」よしといういつもの計画であつた。弟子どもは「西行は天下に名の知れた（和歌の）名人である。もしそのようなことがあつたら珍事となるだろう」と言つて嘆いていたところ、ある時、高尾山の法花会に西行が参上して、花の蔭などを物思いにふけりながら歩いてきた。弟子どもは注意して上人に知らせまいと思ひ、法花会も終わり坊に帰つたところ、庭にももの申しあげたいという者がいた。上人は「誰か」とお尋ねになると、「西行と申す者です。法花結縁のために参りました。今日はもう日が暮れましたので、一夜御庵室に泊まりたいと思ひ参りました」と言つたので、上人は（家の）内で準備して待ち思つたことがなつた様子で、あかり障子をあけて待つていた。（上人は）しばらく見守つてから、「ここにお入り下さい」といつて対面した。（上人は）「数年来お噂をお聞きして見参したく思つていましたので、喜びにたえません」というよしなど、丁寧に話をして時を忘れ食事のもてなしをして、翌朝再来をすすめて帰られた。弟子どもは（事の様子をみながら）心配をしていたが、何もなく帰つたことを喜び、「上人はあれほど西行に出会つたら頭を打ち割りたいなどご計画がありましたのに、とりわけ心を静めてお話でしたことは、数日來の仰せと違つています」と申したので、（上人は）「なんとということという法師どもよ。あの者は文学にうたれるような顔つきか。むしろ文学を育ててくれる者だ」と申されたと云々。

【補説】

二十二日、心源法師所に、常全根来寺住僧などありて、一座ありしに

新樹風

花のかは茂みが上にわくら葉や猶ふきいだせ木木の下風(1225)

夕逢恋

はな薄われいぎよひの露分けて袖をならぶる月をみるかな(1226)

海辺舟

玉津島おもひぞたたむ根来よりしる舟かたを法の師にして(1227)

(松下集)

これによると、心源上人の法師所での根来寺の僧との交流があつたことを知ることができる。『松下集』は室町時代の歌僧正広(一四二二〜一四九四)の家集であり、師の正徹没後に招月庵を受け継ぎ、正徹の遺草を『草根集』として編纂している。二条兼良・宗長・為広・勝元などの広い交友を見せた歌僧である。

なお、本節の内容について、心源が頼阿より一世紀ほど後の人物であつたことから、「心源以後観壺―明智―聖憲と続く法脈のどこか一点に頼阿が接触して取材した間接情報だった」かとされる(山田昭全氏)。

六二 千載集の比西行在東国

【本文】

或人云<sup>ハク</sup>。千載集の比、西行在<sup>リ</sup>東国<sup>ニ</sup>けるが、勅撰有<sup>ル</sup>と聞<sup>キ</sup>て、上洛しける道にて、登蓮にあひにけり。勅撰の事尋<sup>ネ</sup>けるに、「はや披露して、御うたも多く入<sup>リ</sup>たる」と云<sup>ヒ</sup>けり。「鳴たつ沢の秋の夕暮と云<sup>フ</sup>哥入<sup>リ</sup>たりや」ととひければ、

「みえざりし」とこたへければ、「さてはみて要なし」とて、それより又東国へ下りけると云々。

【校異】

しける―しけるに(天・松)、あひにけり―行あひにけり(総・尊・天・京・松)、入たる―入たり(天・尊・京・松・広甲)、哥入たりや―哥や入たる(総・尊・京・松・広甲)・哥や入たり(天)、みえざりし―それはみえざりし(総・尊・天・京・松・広甲)

【語釈】

【千載集】第七番目の勅撰集。文治四(一一八八)年四月二十二日に俊成自筆本が一度は下命者後白河院に奏覧された(明月記)。【登蓮】生没年未詳。治承二(一一七八)年三月十五日の『別雷社歌合』に出詠。歌林苑の会衆で、「清輔、頼政、俊恵、登蓮などがよみ口をば、今の世に人もすてがたくす」(無名抄)とされた。他撰に『登蓮法師集』。詞花集一首、千載集四首、新古今集・新勅撰集各一首など。【鳴たつ沢の秋のく】西行自歌合『御裳濯河歌合』所収。俊成が「鳴たつ沢のといへる、心幽玄に、姿及び難し」と評した。

【口語訳】

ある人が云う。千載集撰進の頃、(旅中の)西行は東国にいたが、勅撰集が撰進されると聞き、上洛する道中で、登蓮に会った。(西行がその登蓮に)勅撰集のことを尋ねたところ、「もう(上皇に)披露されて御坊の御歌も多く入った」と言った。(西行が)「(自詠の)『鳴たつ沢の秋の夕暮れ』という歌は入ったか」と問うので、(登蓮が)「見えなかった」と答えたところ、「それでは私には見る必要はない」といって、そこから又東国へ下ったと云々。

【補説】

本節は『井蛙抄』の特異な逸話であり、西行の人となりが伺える。『千載集』奏覧を前後して、西行は晩年に(一一八

八年で七一歳)二つの自歌合集(『御裳濯河歌合』と『宮河歌合』、各三十六番、合計百四十四首、「心なき身にも」も含む)を作成し、俊成と定家に加判依頼を企てている。二自歌合の成立までに、何度かの書簡を交わしている(「御物円位消息」。「贈定家卿文」、『平安朝歌合大成』八所収)が、その意図がどういものかは計り知れないのだが、歴史に名だたるパーフォーマンスであったことには間違いない。

### 六三 或聖西国よりのぼりける

#### 【本文】

或聖、西国よりのぼりけるが、住吉に参りて通夜して侍りける夢に、御社のまへに、僧俗男女貴賤、まいりあつまりたり。ゆゝしき人もおほし。猶<sup>ホ</sup>人をまたるゝ躰なり。しばらくありて、黒衣僧一人参<sup>ッ</sup>たるを御殿のうちへ召<sup>シ</sup>入<sup>レ</sup>られて後、けだかき御こゑにて、

心なき身にもあはれはしられけり鳴たつ沢の秋のゆふぐれ

と云<sup>フ</sup>哥を講ぜられけるとみ侍るよし、語<sup>ヒ</sup>けるとなん。

#### 【校異】

御殿―御社(総)、御こゑ―御こえ(天)

#### 【語釈】

或聖 別伝によると、僧正祐賢とする(東常縁著『新古今集聞書』三六二番注)。また、「黒衣僧一人」は住吉明神の化身とされる。御社 ここでは住吉神社(現大阪府)。心なき身にもあはれはし 第六二節参照。

【口語訳】

ある聖が、西国より登ってきて、住吉大社に参詣して、その夜（そこに宿をとって）寝ていたところ、夢を見た。御社殿の前に僧俗男女貴賤の人々が集まっていた。忌まわしい人も多かった。（皆）やはり人を待っている様子であった。暫くして黒衣をまとった僧が一人姿を現し、御殿の中に召し入れられると、（その僧が）気高い声で、

心なき身にもあはれはしられけり鳴たつ沢の秋のゆふぐれ（心ない身にも哀しみはわかったんだなあ、鳴が飛び立つ沢辺の秋の夕暮よ）

という歌を講ぜられたのを見ましたということ語られたとき。

六四 住吉神主国冬云

【本文】

住吉<sup>ノ</sup>神主国冬云<sup>ハフ</sup>。哥よみはおほく当社<sup>ノ</sup>御眷属となれり。和泉守道経は鬼形にて、紙筆を持<sup>チ</sup>て、とのゐかきのいぬいの角のだんの上に、西むきに座して人にみえけると申<sup>シ</sup>伝<sup>ヘ</sup>たりと云々。

【校異】

道経―通経（天）、とのゐ―とのい（総・尊・天・京・松・広甲）、いぬい―いぬゐ（総・尊・京・松）、たんの上に―壇上に（尊・広甲）

【語釈】

【国冬】津守国冬（一二七〇）一三二〇。住吉社四九代神主。津守国助（第六五節）の子。安貞二（一二二八）年十月七日に二十一歳で補神主。建長二（一二五〇）年五月に摂津守に任。従四位上。笛和琴上手（住吉社神主並一族系図）。

新後撰集四首、玉葉集一首、続千載集十首など。道経―藤原道経。生没年未詳。父は傳大納言道綱息兼経子の頭綱。従五位上和泉守。金葉集二首（二度本・三奏本とも）、詞花集二首、千載集六首、新古今集三首など。

【口語訳】

住吉大社の神主国冬が云う。歌人は多く（の者が）当社の一族（つながりのある者）となっている。和泉守道経は（体が太柄で）鬼形だが、紙筆をもち、外の垣の北西（神門）の角の壇上で、西向きに座っている姿が人に見えたと申し伝えていと云々。

【補説】

藤原道経には基俊（二〇六〇〜一一四二）と俊成（一一一四〜一二〇四）の師弟関係の仲立ちをしたことで有名である（長明無名抄）。その経緯は次のとおり。

五条三位入道語云。そのかみ年二十五なりし時、基俊の弟子にならむとて、いづみの前司道経をなかだちにて、彼人と車にあひのりて、基俊の家に行むかひたる事ありき。彼人其時八十五なり。其夜八月十五夜にてさへありしかば、亭主ことに興に入て歌の上の句をいふ、「なかのあきとうかいつかの月をみて」、といとやうやうしくながめでられたりしかば、是をつく、「君がやどにて君とあかさむ」、とつけたりけるを、何のめづらしげもなきを、いみじく感ぜられき。さてのどかに物語して、ひさしうこもりて、今の世の人のありさまなどもえしり給はず。このことたれをか物しりたる人にはつかうまつりたるとはしかば、九条大納言伊通大臣中院大臣雅定などをこそは心にくき人とは思て侍めれと申しかば、あないとほしとひぎをたたきて、扇をなむたかくつかはれたりし。かやうに師弟のちぎりをば申たりしかど、よみぐちにいたりては俊頼にはおよぶべくもあらず。俊頼いとやむごとなき物也とぞ。



実際には、基俊は俊成より五十四歳年上であるが、半世紀を超える年の差を感じさせない、二人の飄々たる連歌の応酬であつた。

なお、最後に俊頼の評価が高いのは、長明の師が俊恵であり、俊頼が俊恵の父であるからである。

## 六五 国助神主近は神羅寺のそばに社を作り

### 【本文】

国助神主近は神羅寺のそばに社を作りて神とあがむ。今主神と号す。近来此道の堪能也。

敷嶋の道まもりける神をしもわが神垣と思うれしさ

とよめる、げにさぞ思はんとおぼゆ。公宴をゆるされ、新後撰の時、新古今の秀能が例として十七首入られ、稽古も名譽も無<sup>キ</sup>双なりき。しかるに家隆の詠歌六万首ありける事をうらやみて、己達の後哥をおほくよみけり。月次に千首をよむ事をしけり。その比よりの哥優美ならず、おそろしき事まじれり。かやうの事尤<sup>モ</sup>斟酌すべきよし、今の宗匠語<sup>リ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>サ</sup>き。東入道行氏も毎月の百首とてよめる哥どもは、さらに勅撰にえらび入<sup>レ</sup>ぬべき物もみえずと被<sup>レ</sup>申<sup>サ</sup>き。

### 【校異】

神主近は―神主をは(天・京・松)、神羅寺<sup>||</sup>神護寺(総・天・尊・京・松・広甲)、とよめる―とよめり(松)・ナシ(広甲)、思はん―思けん(総・尊・京・松・広甲)、新後撰―【底本】新勅撰、例として―例にて(天)、おほく―ナシ(広甲)、事をしけり―事しけり(松)、まじれり―ましり(広甲)、語被<sup>レ</sup>申<sup>キ</sup>―かたり申<sup>サ</sup>れき(総・京・松・広甲)、えらひ入<sup>レ</sup>ぬ―えらひ入<sup>レ</sup>ぬ(京)

## 【語釈】

**【国助】** 津守国助(一二四二)―(一二九九)。住吉社四八代神主。津守国平の子。弘安八(一二八五)年四月補神主。正応三(一二九〇)年六月二八日に摂津守に任。正四位下。笛に秀で、龜山院上北面(前掲系図)。続拾遺集四首、新後撰集一七首、玉葉集一首、続千載集二一首など。**【神羅寺】** 住吉大社内に神宮寺があり、別名「新羅寺」という(住吉松葉大記)。敷嶋の道まもりける神をく**【新後撰集七四二番歌】** 詞書に「神祇歌の中に」。**【新後撰】** 第十三番目の勅撰集。二条為世撰。大覚寺統後宇多院の勅命により、嘉元元(一一三〇)年十二月十八日奏覽。連著として、為藤・定為・長舜・津守国冬・同国道が加わった。入歌数は藤原定家三二首、為家・為氏二八首、実兼二七首、後嵯峨院・龜山院二五首ほか、経国(三首)―国平(三首)―国助(十七首)・棟国(一首)―国冬(四首)・国道(一首)の津守氏四代の和歌が多く撰入された。**【秀能】** 法名如願。元暦元(一一八四)年(仁治元(一一二四)年五月二日。河内守藤原秀宗の子。母は伊賀守源光基女。後鳥羽院北面。檢非違使兼出羽守従五位上。建仁元(一一二〇)年七月の和歌所寄人。歌才があり、「於(ニ)当世(ニ)大略無(レ)双者」(道助法親王家五十首勅書)。「如願法師集」。新古今集十七首、新勅撰集九首、続後撰集五首、新後撰集五首など。**【詠歌六万首】** 「家隆卿は若かりしをりはいとときこえざりしが、建久の頃ほひより、殊に名誉もいできたりき。歌になりかへたるさまにかひがひしく秀歌どもよみあつめたる、おほかた誰にもすぎ勝りたり」(後鳥羽院御口伝)。**【東入道】** 平行氏。生没年未詳。平胤行の子。続拾遺集三首、新後撰集六首、続千載集五首など。

## 【口語訳】

国助神主近は神護寺の側に御堂を作って神を崇めていた。今は(それを)主神と号している。近来では和歌の道の堪能な者である。

敷嶋の道まもりける神をしもわが神垣と思うれしき(和歌の道を守って来た神を私の守って来た神垣と同じと思う

ことのうれしさよ)

と詠んだときは、ほんとうにそのように思ったのだろうと思われる。(晴の)公宴にも出席を許され、新勅撰集撰進の時、新古今集の歌人、秀能に前例があるとして、十七首入れられ、実際の歌の読みぶりでも名誉でも、(まさに名実ともに)すばらしかった。しかしながら、家隆には詠歌が六万首あったことを羨んで、自分達の和歌を多く残したという。毎月一千首詠んだという。その頃の歌は優美な歌が減っていき、不気味な歌が混じっていた。このようなことはもつとも控えるべきだというよしを、今の宗匠(為世)が語られている。(同じようなこととして)東入道(行氏)も毎月百首とって詠んだ歌などは、まったく勅撰集に入集するような歌はなかったと申された。

#### 【補説】

二条為世の妻には、賀茂社神主氏久女(為通・為藤母)と住吉社神主国助女(為躬母)の二人がいて、『新後撰集』には、氏久六首、国助十七首の入集である。この勅撰集には大覚寺統・二条家の歌人が優遇されているが、「公宴に列した名門の人々は、為兼・為教女為子・為相らのような反対派にも一応面目のたつような待遇を与え、一方、自然で無名の祠官や法体歌人は読人不知として入集させるくらいの配慮は見せている」とされる(井上宗雄氏)。

#### 六六 初心なる時は常に恋のうたよむ

#### 【本文】

故宗匠云<sup>ハッ</sup>。初心なる時は、常に恋のうたよむべし。それがこゝろもいでき、詞をもいひなるゝなり。

#### 【校異】

常に―ナシ(天)、恋のうた―恋の哥を(総・天・京)、それがこゝろも―それにたけも(松)

【語釈】

【初心】和歌の道に踏み入れてまだ日の浅いこと。

【口語訳】

故宗匠（為世）が云う。初心の（者が歌を詠む）時には常に恋の歌を詠むべきである。そうすれば歌の心も生まれ、歌の詞も使い慣れてくるのだ。

【補説】

藤原定家の擬書とされる『毎月抄』には、初心者の心得が述べられている。まず、十體の中で、「もとの姿」として、幽玄様・事可然様・麗様・有心様の四體。「苦しからぬ姿」として古體。「ただすなほにやさしき姿」として、長高様・見様・面白様・有一節様・濃様の四體。最後の一體として、「鬼拉の體」を次のように言う。

たやすくまなびおほせがたう候なる。それも鍊磨の後は、なかよまれ侍らざらむ。かやうに申せばとて拉鬼體が歌の勝體にてあるには候はじ。さるから初心の時はよみがたき姿にて侍るなるべし。

次に、「古詩の心詞をとりてよむ事」、いわゆる本説取の歌について、「歌にいましめ侍るならひ」を「にくからず」述べる中で、白氏文集（第一卷〜二十卷）の大要を理解するように勧めている。そして、「歌にはまづ心をよく澄ます」として、次のように言う。

我心に、日ごろおもしろしと思ひ得たらむ詩にても、又歌にても心におきて、それを力にてよむべし。初心の程はあながちに案ずまじきにて候。さやうに歌は案ずべき事とのみ思ひて、間断なく案じ候へば、性もほれ却りてしりぞく心のいでき候。口なれむためにはやはらかによみならひ侍るべし。さて又時々しめやかに案じてよめと亡父もいさめ申し候し。

《補足》〔底本〕の右傍書をすべて列記)

- ・第一節 祖父Ⅱ「為家」、為教卿Ⅱ「為兼卿父」
- ・第二節 戸部Ⅱ「為藤卿」
- ・第三節 入道Ⅱ「為家」
- ・第七節 内裏Ⅱ「順徳院」、仙洞Ⅱ「後鳥羽院」
- ・第二六節 常磐井相国Ⅱ「西園寺常磐井相国俗名実氏」、衣笠Ⅱ「正二位藤原朝臣家良」、九条前内府Ⅱ「正二位藤原朝臣基家号鶴殿」、民部卿入道Ⅱ「中院大納言為家卿」、冷泉大納言Ⅱ「正二位行中納言兼侍從臣藤原」、行家卿Ⅱ「正三位行侍從臣藤原朝臣」、寂西Ⅱ「俗名信実朝臣」
- ・第三四節 徳大臣Ⅱ臣ニ「寺」
- ・第五三節 真観Ⅱ「中納言典侍」
- ・第五九節 可令献給Ⅱ可ニ「不歟」
- ・第六二節 入たりとⅡりニ「やか」

### おわりに

本稿により、『井蛙抄』巻六雑談篇について、流布本(第二種本)系統本文の注釈を一通り終了した。「はじめに」でも触れたように、諸伝本の分析と【補説】の諸問題の論究の加筆は、早急になさるべきと考えている。

『井蛙抄』巻六雑談篇の注釈作業は、「第三種本」(天理本)の三十七条のそれが残されている。そのことを含め、まとめて再編成した「全注釈」の完備を行う予定である。

(一・三〇受理)